

消費者の権利の保護に関する
2003 年 12 月 26 日付モンゴル国法律[仮訳]
2015 年最終改正

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 消費者の権利
- 第 3 章 生産者、売主又は履行者の義務
- 第 4 章 消費者の権利の保護に係る指導管理及び組織
- 第 5 章 その他の規定

第 1 章 総則

第 1 条 法律の目的

- 1 この法律の目的は、商品又は製品（以下「商品」という。）を売買し、業務を履行し、又は役務を提供する過程において消費者の権利を保護することと関連する関係を調整することに存する。

第 2 条 消費者の権利の保護に関する法令

- 1 消費者の権利の保護に関する法令は、モンゴル国憲法、民法及びこの法律並びにこれらに適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。
- 2 モンゴル国の国際条約にこの法律の定めと別段の定めのある場合には、国際条約の定めを遵守する。

第 3 条 法的術語

- 1 この法律において使用する次の術語は、次に述べる意義により理解する。
 - (1) 「消費者」とは、商品、業務又は役務を経済活動以外の個人的又は家庭的な生活需要を満たすためにのみ注文して購入し、若しくは提供させ、又は使用する個人をいう。
 - (2) 「売主」とは、組織形態の別を問わず、消費者に対し商品を販売する経済単位若しくは組織、自営経済業者又は個人をいう。
 - (3) 「生産者」とは、組織形態の別を問わず、消費者に対し販売する目的のために商品を生産する経済単位若しくは組織、自営経済業者又は個人をいう。
 - (4) 「履行者」とは、組織形態の別を問わず、消費者に対し有償又は無償で業務を履行し、又は役務を提供する経済単位若しくは組織、自営経済業者又は個人をいう。
 - (5) 「保証付期間」とは、生産者、売主又は履行者の商品、業務又は役務の品質又は安全性について付与した期間をいう。
 - (6) 「業務履行又は役務提供」とは、民法第 343 条又は第 359 条において定義したものをいう。

第4条 消費者の権利を保護するのにおよぶべき原則

- 1 消費者の権利を保護する分野においては、次の原則による。
 - (1) 市場に供給する商品、業務又は役務は、消費者の安全性、数量、品質、期間又は目的に係るしかるべき要求を満たしていること。
 - (2) 消費者は、商品、業務又は役務について真実の情報を取得し、消費文化に精通する可能性により保障されていること。
 - (3) 消費者の健康、生命、財産、非財産的利益若しくは周囲の環境にもたらした危害を除去し、侵害された権利を回復し、又は損害を賠償すること。

第2章 消費者の権利

第5条 品質及び安全性を満たした商品を使用し、又は業務若しくは役務により保障させる消費者権利

- 1 消費者は、権限を有する機関の承認した基準、技術的条件、建築及び衛生又は清潔性に係る規準、調剤書及び配合並びに法令又は契約により確定したしかるべき品質、数量及び安全性に係る要求を満たした商品を使用し、又は業務若しくは役務により保障させる権利を有する。
- 2 消費者は、保証付期間又は使用期間内において、商品の品質及び安全性により保障されるべき権利を有する。
- 3 消費者が長期にわたり使用する商品について保証付期間が定められていない場合には、商品を買主に移転した日から、消費者は、法律に別段の定めのある場合を除き、6か月の期間において商品の品質及び安全性に係る保証を取得する権利を有する。
- 4 商品、業務又は役務の品質又は安全性を満たさなかったことにより消費者の生命に対し危険を、又は健康、財産若しくは周囲の環境に危害をもたらしたことに係る支払対価については、民法第18節又は第52節における定めに従い、故意又は過失のある者をしてこれを補償させる権利を有する。
- 5 消費者は、品質の劣る商品、業務又は役務に起因して侵害された権利を消費者の権利を保護する方針に沿って活動を展開する非国家組織を通じて保護させる権利を有する。
- 6 消費者は関連する文書の番号、ライセンスを授与した機関に関する情報、商品について関連する監督機関が授与した認可証又は品質若しくは安全性に係る証明結論を生産者に要求して閲覧する権利を有する。

第6条 生産者、売主又は履行者の故意又は過失によりもたらした危害を除去させ、又は損害を賠償させる消費者の権利

- 1 消費者は、生産者の故意又は過失により自己にもたらした危害を除去させ、又は損害を賠償させる方法により経済的利益を保護する。
- 2 商品に物理的瑕疵（数量、品質若しくは期間）又は権利侵害が出現した場合には、消費者は、契約所定の期間に、又は期間の定めのない場合には、直ちに当該危害を除去し、又はもたらした損害を賠償することを売主に要求する権利を有する。
- 3 消費者は、瑕疵があり、完全性がなく、又は数量若しくは品質に係る要求を満たしていない商品を販売した売主に対し、民法第254条の定めに従い、当該商品の瑕疵を除去させ、又は損害を賠償させることについて、次の要求のいずれかを提出する権利を有する。
 - (1) 商品の瑕疵を無償で除去させ、又は当該瑕疵を消費者が自ら除去し、又は第三者をして除去させるのにおよぶ費用を補償させること。

- (2) 商品の価格を瑕疵の範囲と等しい割合で返還させること。
 - (3) 契約所定の数量を欠く商品を取得することを拒絶し、又は価格を清算して取得すること。
 - (4) 瑕疵のある商品の代替として当該種類の瑕疵のない商品をもって交換し、又は商品を返還して価格を清算して取得すること。
 - (5) 契約を解除すること。
 - (6) 売主が商品の瑕疵又は完全性について事前に通知しなかった場合には、当該商品を消費者の要求どおりに直ちに、そのような可能性がないならば、消費者と合意した期間に、当該商品を返還して優先的に交換し、又は完全に交付すること。そのような可能性がなく、又は消費者が要求した場合には、商品の価格若しくは対価を全額で、又は差額を返還して交付すること。
 - (7) 保証付期間内において、生産者の故意及び過失でない事由により当該商品が需要を満たさず、隠れた瑕疵が出現した場合には、売主がそれを交換し、又は消費者と合意した期間に無償で修理すること。そのような可能性がなく、又は消費者が要求した場合には、商品価値の対価を全額で、又は差額を返還して交付すること。
- 4 品質に係る要求を満たさず、又は契約上の義務を履行しない業務若しくは役務を提供したことにより消費者にもたらした損害は、次に述べるようにこれを除去させる。
- (1) 契約所定の条件又は品質に係る要求を満たしていない業務又は役務を履行したことにより消費者にもたらした損害の範囲により契約価格を減額して支払う。
 - (2) 消費者の資材を使用して業務又は役務を履行するのにおいて契約の条件を満たさなかったことにより消費者が受領を拒絶した場合には、履行者は、契約に別段の定めのある場合を除き、同一の種類及び品質を有する資材により契約の条件を満たした業務又は役務を履行して与える。
- 5 商品、業務又は役務の品質、瑕疵又は完全性について消費者が提出した苦情が根拠を有しないことが権限を有する者の結論により証明され、民法第255条第1項第(3)号の定めに従い消費者が運送、保管又は使用の手順に違反した場合には、関連する費用については、売主は、責任を負わない。

第7条 商品についての情報を取得する消費者の権利

- 1 消費者は、商品について正しい選択を行うのに役立つ具体的情報により保障される権利を有する。
- 2 生産者は、商品について消費者に対し次の情報を与える。
 - (1) 生産者の名称及び所在地並びに商品その他の識別標識及び識別に関するコード
 - (2) 商品の用途及び使用性能
 - (3) 商品の材料及び成分並びに保管及び使用の方法
 - (4) 商品の品目及び価格
 - (5) 商品のサイズ及び測定単位
 - (6) 商品の保証付期間又は使用期間
 - (7) 商品を正しく使用することに関する指示

第8条 裁判所をして保護させる消費者の権利

- 1 生産者、売主又は履行者の故意又は過失により消費者に対してもたらした危害を除去し、又は損害を賠償することについて提出した消費者の要求につき生産者、売主又は履行者が実行を拒絶した場合には、これについては、裁判所に対し請求を

提出する権利を有する。

第9条 消費文化に精通する権利

1 消費者は、消費文化に精通し、これについて学ぶ可能性により保障される権利を有する。

第10条 商品、業務又は役務の瑕疵について苦情要求を提出する期間

1 商品、業務又は役務につき瑕疵が出現した場合には、消費者は、民法第254条又は第349条所定の期間内に苦情要求を提出する権利を有する。

2 季節性の品質を有する商品については、保証付期間は、当該季節が開始した時からこれを算定する。

3 商品を郵便により送付した場合には、苦情要求については、消費者に送付した日から起算する。

4 生産者、売主又は履行者は、商品、業務又は役務の瑕疵を可能な期間に除去する義務を引き受ける。可能な期間及び違約罰金の範囲は、契約にこれを定め、当事者双方が署名して証明したものとする。

5 生産者、売主又は履行者は、商品、業務又は役務の瑕疵を除去する義務を期間内に履行しなかった場合には、民法第232条の定めに従い、違約罰金を支払う義務を引き受ける。

第11条 消費者と締結した契約の無効

1 消費者及び生産者又は履行者は、商品を売買し、若しくは供給し、業務を履行し、又は役務を提供することに関する契約を書面又は口頭により行うことができる。

2 消費者と締結した契約の条件は、消費者の権利の保護に関するこの法律その他法令により定められた条件を下回る場合には、効力を有しない。

第3章 生産者、売主又は履行者の義務

第12条 生産者、売主又は履行者の義務

1 生産者、売主又は履行者が市場に供給する商品、業務又は役務は、消費者の生命、健康又は周囲の環境に危害をもたらさず、必ず遵守すべき基準又は技能に係る規制要求を満たしたものとする。

2 売主は、商品を取引に出すのにおいて、生産者（サプライヤー）がこの法律により定める要求を満たした商品を供給することについて、しかるべき契約を締結する。

3 生産者、売主又は履行者は、消費者が商品、業務又は役務の品質に係る瑕疵について提出した要求を法律の定めに従い解決する義務を引き受ける。

4 市場に出した商品、業務又は役務について、消費者の生命に危険を、又は健康、財産若しくは周囲の環境に危害をもたらすおそれのある状況が出現した場合には、生産者、売主又は履行者は、これについて公衆に対し直ちに通報する。

5 生産者又は売主は、商品の保証付期間の要求を満たした商品を販売する義務を有する。品質に係る要求を満たしていない商品を販売した場合には、消費者の要求によりその返還を受け価格を消費者に償還する。

6 生産者、売主又は履行者は、商品の安全性に係る要求を満たさなかったことにより消費者の健康、財産又は周囲の環境にもたらした危害を法律の定めに従い除去する。

7 消費者が、商品の運送、保管又は使用の手続を遵守しても、商品が消費者の生命に危険を、又は健康、財産若しくは周囲の環境に危害をもたらしたことが確定

された場合には、生産者、売主又は履行者は、その生産者又はサプライヤーに対し販売を直ちに停止させ、流通から引き上げる。

- 8 生産者、売主又は履行者が消費者に対し商品、業務又は役務と関連する虚偽情報を与えることは、これを禁止する。
- 9 商品、業務又は役務を欺罔し、誤導し、若しくは力を行行使する方式により販売し、若しくは履行し、又は消費者の権利を侵害した契約を締結することは、これを禁止する。

第13条 商品の保証付期間を決定する生産者又は履行者の義務

- 1 生産者又は履行者は、法律に別段の定めのある場合を除き、商品、業務又は役務の保証付期間を決定する。
- 2 商品、業務又は役務を市場に供給するのにおいては、これを使用する指示、販売し、運送し、又は使用するのにおいて遵守すべき安全に係る指導又は注意及び生産年月を販売書類、ラベル又はタグ上に消費者にとって理解可能で、使用するのに容易であるように表示する。
- 3 法律又は基準により商品について消費者の生命、健康、財産又は周囲の環境に危害をもたらさない要求を定めた場合には、これらの当該要求に適合しているか否かを権限を有する第三者機関をして証明させたものとする。

第14条 商品に対し修理を行い、又は技能に係る役務を提供する生産者の義務

- 1 使用に係る所定の期間内において確実に稼働する可能性を確保するために、生産者は、当該商品の修理又は技能に係る役務を組織し、かつ、生産期間において、又はそれを生産から引き上げた後に当該商品の使用期間が終了するまでの期間において、またそのような期間を定めていないならば、取引に供給した後5年までの期間において、関連する部品を取引に供給する義務を有する。

第15条 商品、業務又は役務の瑕疵を除去する期間

- 1 商品、業務又は役務について苦情要求を提出した場合には、瑕疵は、次の期間にこれを除去する。
 - (1) 食品又は生活需要商品の使用期間が誤って決定されたことにより生ずる危害は、売主が直ちにこれを除去する。
 - (2) 商品、業務又は役務の瑕疵について提出した苦情を解決する際に正当な事由が生じ（公衆を含めた隔離）、売主（生産者又は履行者）が疾病し、死亡し、破産し、若しくは解散し、又は一定の事由によってその活動を一時的に、若しくは完全に停止した場合には、瑕疵を除去する期間を延長するように消費者と協議する。
- 2 正当な理由により瑕疵を除去する期間が経過した場合には、期間経過後に各商品、業務又は役務ごとの価値の0.1パーセントに等しい範囲の遅延損害金を売主（生産者又は履行者）が消費者に対し支払う。

第4章 消費者の権利の保護に係る指導管理及び組織

第16条 消費者の権利を保護する国家行政機関の権限

- 1 国家行政機関は、次の権限を有する。
 - (1) 消費者の権利の保護と関連する国の政策又は法令の実施を国の範囲において組織し、執行を検査し、及び結果を通報する権限
 - (2) 消費者が市場から需要に適合させて廉価な、安全な、かつ、しかるべき品質の商品を選択して取得する広範な可能性を保障するのに向けられた誠実な競争を奨励して支持する措置を講ずる権限

- (3) 消費者の権利の保護と関連する事項について、法令の執行を検査し、専門的監督機関と共同で検査を展開し、公告若しくは宣伝を行い、又は教育を組織する等の活動を消費者の権利を保護する非国家組織をして契約に基づいて履行させ、それに対し専門技能又は方法論に係る支持を提供する権限
- (4) 消費者の生命に危険を、又は健康、財産若しくは周囲の環境に危害をもたらす可能性のある商品を生産し、又はそのような業務若しくは役務を販売した個人又は法人に責任を引き受けさせることに関する事項を関連する権限を有する機関に提出して決定させ、当該商品の販売又は生産を停止させることに関する根拠のある提案を関連する権限を有する機関に提出する権限
- (5) 商品の品質を向上させ、商品について適切な保証を取得することを要求する権限
- (6) 商品の品質又は安全性について信頼される実験機関をして研究を行わせ、結論を下させる権限
- (7) 消費者の権利を重大に損なったことに関する根拠のある正式要求を受理しても、措置を講じなかった公務員に対ししかるべき措置を負担させることに関する提案を関連する監督機関に提出し、又は裁判所に対し請求を提出する権限

第 17 条 アイマグ、首都、ソム又はドゥーレグの国民代表者会議の権限

1 アイマグ、首都、ソム又はドゥーレグの国民代表者会議は、次の権限を有する。

- (1) 当該領域において消費者の権利を保護することについて展開する活動に係る政策、計画又はそれに支出する資金の予算を討議して承認する権限
- (2) 当該領域において消費者の権利を保護する方針に沿って活動を展開している非国家組織に支持を提供し、評価結論を与える権限

第 18 条 アイマグ、首都、ソム又はドゥーレグの政府首長の権限

1 アイマグ、首都、ソム又はドゥーレグの政府首長は、次の権限を有する。

- (1) 当該領域において消費者の権利を保護することに係る政策又は法令の実施を組織し、監督を行う権限
- (2) 消費者に対し消費文化に精通する教育を組織する権限
- (3) 当該領域において消費者の権利を保護する方針に沿って活動を展開している非国家組織と契約に基づいて共同で活動し、支持を提供する権限

第 19 条 消費者の権利を保護する非国家組織の基本的職責

1 消費者の権利を保護する方針に沿って活動を展開している国家組織は、次の基本的職責を有する。

- (1) (失効)
- (2) (失効)
- (3) (失効)
- (4) 消費者に対し消費文化について非公式な教育を展開する職責
- (5) (失効)
- (6) 消費者の権利を保護することに関する法令に違反した定款又は手続を変更させ、又は失効させることに関する提案を権限を有する機関に対し提出する職責
- (7) (失効)
- (8) (失効)
- (9) 消費者が提出した苦情又は提案に基づいて国の専門的監督機関の活動について提案を提出し、それを関連する機関に提出して解決させる職責
- (10) 商品の品質、安全性又は市場価格に関して消費者に対し情報又はアドバイス

を与える職責

第20条 消費者の権利を保護することに関する法令の執行に対し行うべき監督

1 消費者の権利を保護することに関する法令の執行については、国の、又は専門的な監督機関が監督を行う。

第5章 その他の規定

第21条 法令違反者に対し引き受けさせるべき行政責任

1 消費者の権利の保護に関する法令に違反したことが刑事責任を引き受けさせない場合には、故意又は過失のある者に対しては、国家監察官が次の処罰を科する。

(1) 第12条第5項又は第13条の定めに違反した経済単位又は組織には10万ないし15万トグルグの、個人には1万ないし5万トグルグの罰金を科する。

(2) 第12条第1項の定めに違反した場合には、当該商品を没収し、経済単位又は組織には10万ないし20万トグルグの、個人には2万ないし5万トグルグの罰金を科する。

(3) 第12条第8項の定めに違反した経済単位又は組織には10万ないし25万トグルグの、個人には1万ないし3万トグルグの罰金を科する。

(4) 第12条第9項の定めに違反した経済単位又は組織には10万ないし25万トグルグの、個人には1万ないし5万トグルグの罰金を科する。

(5) 第6条2項ないし第4項の定めに違反した経済単位又は組織には5万ないし10万トグルグの、個人には2万ないし5万トグルグの罰金を科する。

第22条 法令違反者に引き受けさせるべき責任 (2016年9月1日施行)

1 この法律に違反した個人又は法人には、刑法又は行政的違法行為に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓)